

国民年金保険料を追納した際の社会保険料控除の申告に必要な書類の周知徹底

— 日本年金機構へのあっせん —

＜近畿管区行政評価局行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんの概要＞

以下の行政相談を受け、近畿管区行政評価局行政改善推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）で検討した結果を踏まえ、総務省行政評価局は、学生納付特例制度で納付が猶予された国民年金保険料を追納した際の社会保険料控除の申告漏れを防ぐ観点から、申告時に、日本年金機構から届く控除証明書以外の書類においても、追納時の領収証書が必要な場合があることについて周知徹底を図るよう、日本年金機構にあっせんしました。

きっかけとなった行政相談の内容

私は、学生納付特例制度で納付が猶予された国民年金保険料について、令和5年8月から6年2月まで、1か月に1回、計7回に分けて追納を行った。

追納した額は社会保険料控除の対象になるため、日本年金機構から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を用いて、令和5年の年末調整を行った。

しかし、その約1年後、令和5年10月から12月までに追納した3か月分については社会保険料控除を申告できていないことに気付いた。この場合どうしたらいいか教えてほしい。

✓ 相談者には、時効(5年)前であったため還付申告が可能である旨回答済み

分かったこと ※ 詳細は別紙参照

日本年金機構は、秋頃に、1月～9月に保険料を納付した方へ、9月までの納付済額と10月～12月の納付見込額を証明する控除証明書を送付しており、被保険者は、社会保険料控除の申告時に控除証明書を証明書類として添付する。しかし、この10月～12月の納付見込額に、追納の見込額は含まれておらず、10月以降に追納した場合はその追納時の領収証書を証明書類として添付する必要がある。

このことについて、同機構は、控除証明書とホームページ「年金Q&A」に周知文を記載している。

※ 厚生労働省年金局の公表資料によると、学生納付特例者は159万人（令和5年3月時点）^{【注1】}、学生納付特例を受けた者が10年以内に追納を行う割合は8.9%（令和6年時点）^{【注2】}

あっせんのポイント ※ 詳細は次ページ参照

- 控除証明書だけでなく、そのほかの関係書類にも領収証書が必要な場合がある旨の周知文を記載することを求めた。
- ホームページについて、学生納付特例制度の案内ページからは最低6回、追納制度の案内ページからは最低5回のページ遷移を繰り返さないと領収証書が必要な旨の周知文が表示されない現状の解消を図ることを求めた。

《あっせんの内容》

- ① 学生納付特例承認通知書、国民年金追納勧奨状及び追納制度周知用リーフレットには、現状の「追納した保険料は社会保険料控除の対象となる」旨の記載に加えて、「追納した時期によっては日本年金機構が発行する控除証明書に加えて追納時の領収証書が必要な場合がある」旨等を追記し、周知を図ること。
- ② 日本年金機構が追納承認時に送付する国民年金保険料追納申込承認通知書に、追納した保険料は社会保険料控除の対象となること及び社会保険料控除の申告では控除証明書に加えて追納時の領収証書が必要な場合があることについて、具体的に周知文を記載すること。
また、同封する納付書・領収（納付受託）証書に関しても、現状の「この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。」との記載について、大切に保管すべき理由（例えば「社会保険料控除の申告時に添付が必要な場合があるため」等）を追記し、周知を図ること。
- ③ ホームページにおいて、学生納付特例制度を案内するページからは最低6回、追納制度を案内するページからは最低5回のページ遷移を繰り返さないと、社会保険料控除の申告で追納時の領収証書が必要な場合があることを周知するページが表示されない現状の解消を図ること。

【注1】令和5年国民年金被保険者実態調査結果の概要（令和7年3月厚生労働省年金局）による。
＜<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/140-15a-r05-01.pdf>＞

【注2】第22回社会保障審議会年金部会（2024年12月3日） 資料2「国民年金保険料の納付猶予制度について」による。
＜<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001344173.pdf>＞

(本件の問合せ先)

総務省 行政評価局 行政相談管理官室

電話：03-5253-5111（代表）

別紙

＜制度の概要＞

(1) 国民年金法

日本国内に住所を有する者は、本人の意思にかかわらず、20歳以上である等の一定の条件に該当するに至った日に被保険者資格を取得し、国民年金保険料（以下「保険料」という。）の納付義務がある。

一方、学生等である被保険者又は学生等であった被保険者からの申請を厚生労働大臣が承認したときは、学生等である（あった）期間に係る保険料の納付を要しないこととされている。

この承認を受けて保険料の納付を要しないこととされた期間については、老齢基礎年金の受給資格期間の計算には算入されるが、年金額の計算には算入されない。

しかし、この納付を要しないこととされた保険料は、厚生労働大臣の承認後10年以内であれば遡って納めることができ、追納した場合は年金額の計算に算入されることとなる。

(2) 所得税法

日本国内に住所を有する者が各年に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険等）を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その者のその年分の総所得金額等から控除することとされている。

このうち、社会保険料を支払った金額については、年末調整又は確定申告において、支払ったことの証明書類を添付した上で、年末調整の場合は保険料控除申告書を、確定申告の場合は確定申告書を税務署長に提出しなければならない。

なお、証明書類とは、厚生労働省等が発行した保険料等の領収書や証明書などとされている。

(3) 被保険者が支払った保険料の証明書類

日本年金機構は、10月に、その年の1月から9月までに保険料を支払った被保険者に対し、支払った保険料の金額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」という。）を送付している（注）。控除証明書の送付を受けた被保険者は、年末調整の場合は保険料控除申告書に、確定申告の場合は確定申告書に控除証明書を添付し、税務署長に提出することとなる。

控除証明書においては、未納がない等の要件を満たした被保険者の10月から12月までの保険料の支払見込額も証明されている。しかし、追納に関しては、任意の納付であり、納付時期等が被保険者の意思次第でその時期を日本年金機構では想定することができないことから、10月から12月までの追納見込額は証明されていない。

このため、控除証明書の送付を受けた被保険者が10月以降に追納した場合は、10月以降に追納した金額を領収証書で証明する必要がある。

（注）日本年金機構は、10月から12月までの期間のみ保険料を支払った被保険者に対しては、翌年2月に被保険者が支払った保険料の金額を証明する控除証明書を送付しているが、本資料において「控除証明書」とは、10月に送付するものを指す。

＜近畿管区行政評価局の調査結果＞

(1) 日本年金機構における周知状況

控除証明書の送付を受けた被保険者が学生納付特例制度により納付が猶予された保険料を10月以降に追納した場合は、10月以降に追納した金額を領収証書で証明する必要があり、社会保険料控除の申告において領収証書の添付が必要となることについて、日本年金機構は以下のとおり周知している。

ア 控除証明書

控除証明書には、証明額は1月1日から9月30日までに納付した保険料の額であることや、「10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」または「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合」は、控除証明書に加えて領収証書を添付の上、合算して申告することが記載されている。

資料 1 控除証明書の様式

料金後納
郵便

親
展

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

令和7年中(令和7年1月1日から令和7年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令 和 7 年 1 月 1 日

印

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和7年中の納付済保険料額】

社会保険料控除（年次調整・確定申告）を申告する方へ

- **「合計額」を申告してください。**
「令和7年中に受け取った（「納付済保険料控除用申込書」で申告した）保険料」
- **10月1日から12月31日までに、「納付状況の証明」欄に「済」または「見」が表示された納付済保険料以降の保険料を納付した場合は、本証明書に加えて領収書を添付のうえ、合算して申告してください。**

重要

年末調整・確定申告で必要となる大切なお知らせです。

社会保険料 控除証明書

開封前にもう一度あて名をご確認ください。
他人への贈り物が無い場合は、お手数ですがお控げ下さい。
見出
日本年金機構 〒168-8505
Japan Pension Fund 東京都杉並区高井戸西3丁目2番2号

あて先不明の場合は返送先

〒

納付済保険料の証明額

10月1日から12月31日までに
納付が見込まれる保険料額

合計額
(①納付済額 + ②見込額
(②見込額がある場合に表示))

(注) 1 日本年金機構の資料による。

2 赤枠は当局が付した。

イ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構ホームページの「年金Q & A」において、12月31日までに納付した保険料はその年の社会保険料控除の対象となること、控除証明書の納付済額（見込額がある場合は合計額）に、控除証明書の証明日以降に納付した保険料額を合算して申告できること、申告の際は控除証明書と控除証明書の証明日以降に納付した保険料の領収証書を申告書に添付等を行うことが記載されている。

資料2 「年金Q & A」における記載内容（抜粋）

Q 10月1日以降に控除証明書の証明欄にある「(1) 納付済額」や「(2) 見込額」以上に国民年金保険料を納めたときは、どのように申告すればいいですか。

ページID : 170040010-885-143-708 更新日 : 2025年10月10日 

一方で、関係制度等（学生納付特例制度、追納制度及び控除証明書発行）を案内するページには記載がなく、複数回（注）ページ遷移を繰り返すと、上記「年金Q & A」が表示されるホームページの構成になってしまっている。

(3) 1件の付帯権利の付与権限の範囲。→記入欄は6回。追加権利の範囲。→記入欄は5回。換金証明書発行の範囲。→記入欄は2回。

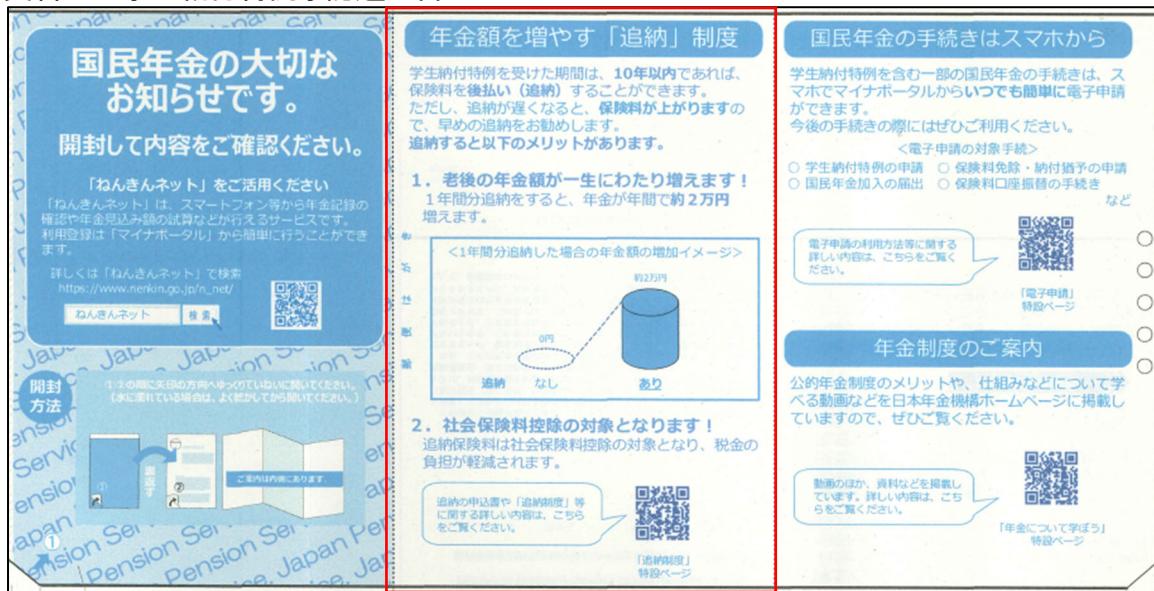
(2) 日本年金機構における周知機会の拡大の余地

ア 学生納付特例制度の承認を受けた者に対する追納勧奨等の書類

日本年金機構では、学生納付特例制度の承認時に送付する学生納付特例承認通知書や、承認後2年目、9年目及び10年目の者に送付する国民年金追納勧奨状、そのほか追納制度周知用リーフレットにおいて、追納制度に関する周知を行っている。

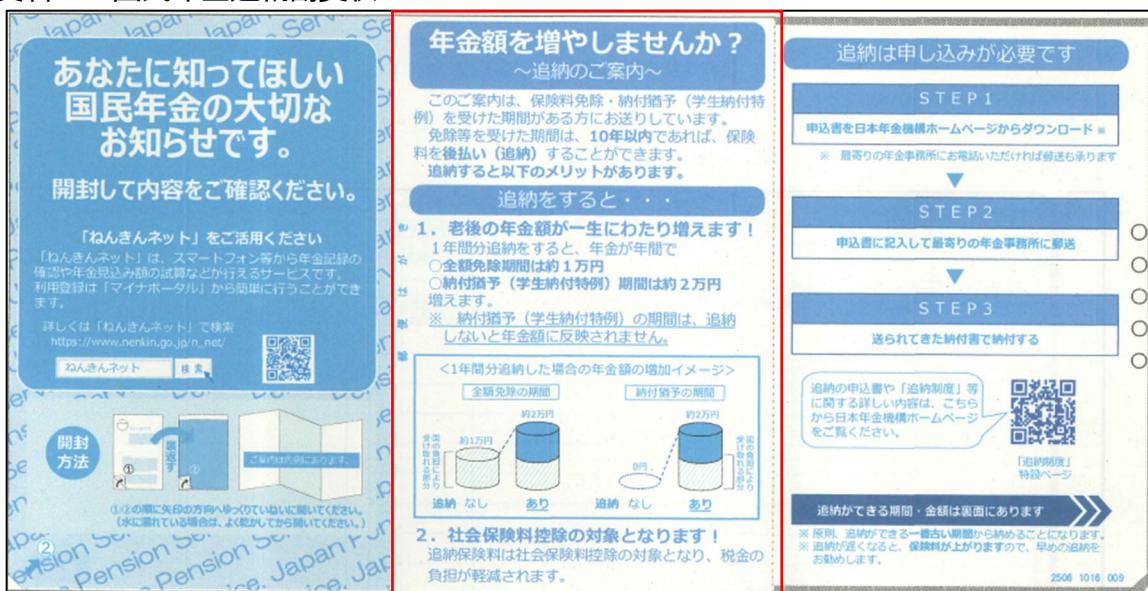
これらの書類には、追納した保険料は社会保険料控除の対象になることが記載されているが、社会保険料控除の申告において控除証明書に加えて追納時の領収証書が必要な場合があることまでは記載されていない。

資料3 学生納付特例承認通知書



- (注) 1 日本年金機構の資料による。
2 赤枠は当局が付した。

資料4 国民年金追納勧奨状



- (注) 1 日本年金機構の資料による。
2 赤枠は当局が付した。

国民年金保険料の追納制度について

免除（全額免除、一部免除、法定免除）、学生納付特例や納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、年金額が少なくなります。

ただし、10年以内であれば保険料を後払い（追納）して、年金額を増やすことができます。

追納すると、以下のメリットがありますので、是非ご利用ください。

追納する2つのメリット

【老後の年金額が一生にわたり増えます！】

追納をすると、老後の年金額が増額されます。

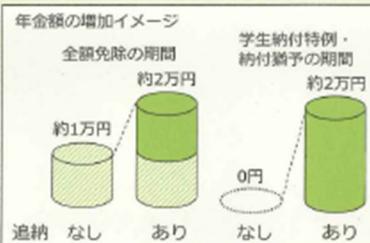
1年間分追納した場合、

全額免除の期間は、年間で約1万円、

学生納付特例や納付猶予の期間は、

年間で約2万円年金額が増えます。

※学生納付特例や納付猶予の期間は老齢年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしないと年金額に反映しません。



【社会保険料控除の対象となります！】

追納保険料は「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。

追納は申し込みが必要です

STEP 1

申込書を日本年金機構ホームページからダウンロードする※。

※ 最寄りの年金事務所にお電話いただければ郵送も承ります。

STEP 2

申込書に記入して最寄りの年金事務所に郵送する。

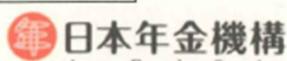
STEP 3

送られてきた納付書で納付する。

＜追納に関する注意事項＞

- 追納額については以下の二次元コードから日本年金機構ホームページをご覧ください。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることになります。
- 免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

「追納制度」等に関する詳しい内容は、こちらから日本年金機構ホームページをご覧ください。



2504 1016 172

（注）日本年金機構の資料による。

イ 追納承認時に送付する書類

追納を希望する被保険者からの申請を受けた日本年金機構は、その申請を承認する場合に、国民年金保険料追納申込承認通知書及び納付書を送付しており、被保険者は納付書を用いて追納する。

国民年金保険料追納申込承認通知書の右上部には必要な周知事項が記載されている。

また、納付書は、左から「領収（納付受託）済通知書」、「領収（納付受託）控」及び「納付書・領収（納付受託）証書」の構成となっており（注）、追納後は「納付書・領収（納付受託）証書」が領収証書として扱われる。この「納付書・領収（納付受託）証書」の裏面には、「この「納付書・領収（納付受託）証書」は大切に保管してください。」と記載されているが、追納時の領収証書が必要となる場合があることまでは記載されていない。

（注）「領収（納付受託）済通知書」は厚生労働省年金局に送付されるもの、「領収（納付受託）控」は収納機関における控えとなるもの、「納付書・領収（納付受託）証書」は納付者に渡されるものである。

資料6 国民年金保険料追納申込承認通知書

様

- (1) 平成30年3月から、通知書レイアウトが変わりました。
- (2) 納付期限までに追納保険料の納付がない場合は、この承認は無効となります。
- (3) 追納保険料は古い月分から納付してください。ただし、学生納付特例期間または納付猶予期間よりも前に保険料免除（全額免除・一部免除）期間があるときは、どちらを優先して納付するかを本人が選択できます。

国民年金保険料追納申込承認通知書

さきに申込のあった国民年金保険料の追納について、以下のとおり承認しましたのでお知らせします。

被保険者氏名	[REDACTED]		
住所	[REDACTED]		
追納承認期間	平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月分 ~ 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月分		
追納金額	[REDACTED] 円	納付期限	令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日
追納承認期間	平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月分 ~ 平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月分		
追納金額	[REDACTED] 円	納付期限	令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

(注) 本資料は、近畿管区行政評価局が相談者から提供を受けたものである。

資料7 納付書

(注) 本資料は、近畿管区行政評価局が相談者から提供を受けたものである。

＜近畿管区行政評価局行政改善推進会議における主な意見＞

- 長年の年末調整の書類作成の経験でも、控除証明書があれば領収証書の添付を必要とされることは皆無である。日本年金機構において一定程度周知されてはいるが、年末調整や確定申告の経験がないか、不慣れな若い人にとっては、追納時の領収証書が必要とは気が付かないことが起こり得るのは想定できる。
- 本件相談者のように申告漏れに気付いていない国民も多いと思うので、更なる周知徹底が必要と考える。
- 現状の周知時期よりも早期の段階から、年末調整時等における注意点について周知していくべきである。
また、例えば、国民年金保険料追納申込承認通知書に本件周知事項を記載する場合であれば、特に大事な箇所の字体をゴシック体にする等、強調して目を引くような工夫もできればよいと思う。
- 日本年金機構も色々工夫しているところではあるが、ホームページで周知事項にたどり着くために学生納付特例制度を案内するページからは最低6回、追納制度を案内するページからは最低5回のページ遷移が必要ということから、現在のホームページの見直しが必要ではないか。リーフレットにも、「控除証明書に加えて追納時の領収証書が必要な場合がある」旨を書き添える必要がある。
- 国民年金追納勧奨状や学生納付特例承認通知書には、新設する社会保険料控除特設ページに遷移できる二次元コードを印字する対応を検討してもらえることであり、これは是非実現してほしい。

【近畿管区行政評価局行政改善推進会議】

行政相談を端緒として把握した行政課題等について、学識経験者の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進するために開催（昭和57年7月発足）

《構成員》（令和7年4月1日時点）

- (座長) 藤野 恒明 弁護士、元大阪弁護士会会长
大草 亘 近畿行政相談委員連合協議会会长
黒川 芳朝 社会福祉法人大阪水上隣保館理事、元大阪府教育委員会教育長
白井 文 前一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事、元尼崎市長
砂田 八壽子 NPO法人関西消費者連合会消費者相談室長
藤原 幸則 大阪経済法科大学経済学部教授
山谷 清志 同志社大名誉教授